

# いじめのサイン 発見シート

多くの子どもたちは、家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることをなかなか打ち明けられないのではと思います。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとは違った行動や態度が現れます。「いじめのサイン発見シート」を使って、普段の生活との違いをチェックしてみてください。

## ●家庭で気をつけるポイント

いじめの被害者は、いじめられていることを言いにくい

○家族に心配をかけたくない

○いじめたことを言ったことが分かると、さらにいじめられる心配がある

いじめの加害者は、いじめと認識せず、からかいやいたずらなどを遊び半分で行う

○被害者が平気そうなので大丈夫

○悪いのは自分だけじゃない

「あれ？」  
もしかしてと  
思ったら…

## ●相談窓口・関連サイト

相談機関	電話番号	相談内容等
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 (なやみ言おう)	24時間受付 いじめ問題など子どものSOS全般
子どもの人権110番 (法務省)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) いじめ・虐待など 子どもの人権に関する相談
子どもの人権S (法務省)		
児童相談所全国 (厚生労働省)		
ふくしま24時 (福島県教育委員会)		
ふくしま子ども (福島県教育委員会)		
ダイヤルSOS (福島県教育センター)		
いじめ110番 (福島県警察本部)	0120-795-110	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) いじめ・少年の悩みに関する相談
よりそいホットライン (岩手・宮城・福島専用) (社会的包摶サポートセンター)	0120-279-226 (つなぐ・つつむ)	24時間受付 悩みごと全般
チャイルドライン (チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00 (年末年始を除く) 18歳までの子どものための悩みごと相談

最新の情報を南相馬市の  
ホームページで  
紹介させていただきます。

## ●子どもの出すサイン

- 元気がない
- メールの内容を気にしすぎる
- 学習意欲が低下する
- どこなくおどおどしている
- 持ち物がなくなる
- 金遣いが急に荒くなる
- 登校をしぶる
- 服装の汚れや破れが目につく

- 食欲がない
- 携帯電話・スマホを離さない
- 友達の話をしたくなくなる
- 成績が急に下がる
- 落書きが目立つ
- 金品を持ち出す
- あざや傷がある



- 言葉遣いが荒くなる
- 言うことをきかない
- 学習意欲が低下する
- 買った覚えのない物を持っている
- 与えたお金以上のものを持っている
- すぐにかっとなって暴力を振るう

- 友達を呼び捨てにする
- 友達に軽蔑した口調で話す



- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大事です。
- 様子がおかしくても、問い合わせたり、結論を急いでしまうないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に考えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次ることは言わないようにしましょう。  
「無視しない」「大したことではない」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」
- 学校に相談してください。担任はもちろん、スクールカウンセラー等が対応します。
- 学校に相談しにくい、対応に困っているというときには、下記の相談機関があります。



# みんなで考えよう！

# いじめのこと

～子どもが安心して生活できるように～



僕といっしょに  
「いじめ」について  
考えてみよう！



南相馬市ふるさと回帰支援センター  
マスコットキャラクター「のまん」

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、南相馬市においても、市・学校・保護者・地域等が一体となり、総力を挙げていじめ防止等に取り組むため、平成30年4月に「いじめ防止等に関する条例」を施行しました。

また、本条例に基づいて、平成30年11月に「いじめ防止基本方針」を策定しました。次世代を担う子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

# ● どんなことが「いじめ」になるの？

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。受けた側の人が嫌な気持ちになったり、痛みを感じたりすることを「いじめ」といいます。自分ではいじめているつもりがなくても、相手が「嫌だな」、「やめてほしい」と感じていれば、それらはすべて「いじめ」になります。いじめはほんの小さなことから思わぬ方向に変わっていき、命に関わるなど重大で取り返しのつかない結果となってしまうこともあります。そのため、どんなに小さなことであっても、いじめとしてとらえ、すべての大人が協力して、早い段階から適切な対応を取ることが大切です。

## ● 「いじめ」の主な事例



# みんなで取り組むいじめ防止 いじめをしない・させない・ゆるさない



## 市・教育委員会

- いじめの防止等のための基本的な方針を定め、いじめの防止等のための取組の推進及び普及啓発に努めます。
- 学校、家庭、地域、関係機関等との連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

## 学校

- 教育活動全体を通して、「いじめは決して許されない」ことの理解を児童生徒に促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。
- 児童生徒にしっかりと向き合い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

## 子ども

- お互いの人格を尊重し、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めます。
- 周囲にいじめの兆候等があると思われるときは、当事者への声かけ又は教職員や保護者等、周囲の大人に積極的に相談することに努めます。

## 保護者

- いじめを許さない心を育てるため、善惡の判断や正義感、思いやりの心等を育みます。
- 日ごろから子どもに寄り添い、悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努めます。
- インターネットやSNS等の使い方について、一定のルールを設けるなど、トラブルの未然防止に努めます。

## 地域

- 子どもに対する見守り、声掛け等を行うことにより、子どもが心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めます。
- いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合は、関係する学校、教育委員会、関係機関等に情報を提供するよう努めます。

## 集団で起きるいじめの構造とは？

いじめは、加害者、被害者だけでなく、観衆や傍観者の存在にも注意を払い、学校やクラス全体でいじめを許さない雰囲気をつくることが大切です。

- 被害者（いじめられる側）
- 加害者（いじめる側）
- 観衆（はやし立てたり、面白がったりして見ている）
- 傍観者（見て見ない振りをしたり、暗黙の了解を与えている）



## 「ネット上のいじめ」が急増しています!!

### ● 「ネット上のいじめ」とは？

携帯電話やパソコンを使って、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。

### ● 家庭のルール

- インターネットの特性や危険性を正しく知り、子どもたちがどのような環境でどのような機能を使っているかを把握することが大切です。
- 次の時代を生きる子どもたちが、新たな機器やサービスに対応し、安全に賢くインターネットを利用するため、家庭のルールを作りましょう。

### ● 「ネット上のいじめ」の例

- SNSでの「ネットいじめ」
- 揭示板・ブログ・プロフでの「ネットいじめ」
  - ① 誹謗中傷の書き込み
  - ② 個人情報を無断で掲載
  - ③ 他人になりすましてネット上で活動を行う
- メールでの「ネットいじめ」
  - ① メールで誹謗中傷を行う
  - ② 「チェーンメール」で誹謗中傷の内容を送信
  - ③ 「なりすましメール」で誹謗中傷を行う
- その他
  - 口こみサイトやオンラインゲーム上のチャットで誹謗中傷の書き込み

